

封印取付委託取扱規定

(適用)

第1条

道路運送車両法（以下「法」という。）第28条の3第1項の規定による封印の取付委託（以下「封印取付委託」という。）に関しては、同法、同法施行令（以下「施行令」という。）及び同法施行規則（以下「規則」という。）並びに「封印取付委託要領」（平成18年10月4日付け国自管第86号）（以下「委託要領」という。）、「封印取付委託要領の運用等について」（平成18年10月4日付け国自管第87号）（以下「委託要領の運用等」という。）、の規定によるほか、この規定の定めるところによる。

(封印取付委託申請)

第2条

封印取付委託を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えた申請書（第1号様式）を運輸支局長（以下「支局長」という。）に提出しなければならない。

- 一、登記事項証明書（現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書）又は住民票で申請の日からさかのぼって3ヶ月以内に発行されたもの
 - 二、規則第13条第4号に該当しない旨を証する書面（様式例：第1号様式の2）
 - 三、関係法令を遵守することを誓約した書面（様式例：第1号様式の3）
 - 四、封印の取付けを行う事業場ごとの封印取付責任者選任書（第1号様式の4）
 - 五、甲種及び乙種受託者で、封印の取付けを行う分室又は営業所を設ける場合にあっては、営業所等設置届出（第1号様式の5）
 - 六、乙種受託者の申請をする者にあっては、販売店証明書（完成検査終了証のある自動車の販売を業とすることが確認できるメーカー又はメインディーラーとの契約書（写し）若しくは証明書）
 - 七、乙種受託者の申請をする者が施封センターを設けようとする場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面
 - ア. 施封センターに係る管理体制及び指揮命令系統図
 - イ. 封印取付職員の氏名、役職及び雇用、管理体制
 - ウ. 封印取付けの実施計画
 - 八、乙種受託者の申請をする者にあっては、取扱内規（封印の管理に対する組織内の取扱要領）（様式例：第1号様式の6）
 - 九、丙種受託者の申請をする者にあっては、団体の構成員の店舗を巡回して封印取付け業務について実施する若しくは実施しないことの意思を表示する書面（第1号様式の7）
 - 十、丁種受託者の申請をする者にあっては、委託を受けようとする場合は、第一号から第四号の他に次に掲げる事項を記載した書面
 - ア. 所属する自動車登録業務に十分精通した行政書士一覧
 - イ. 支部について記載された行政書士会の会則（支部を事業場とする場合）
 - ウ. 所属する行政書士の事務所を巡回して封印の取付けを実施する若しくは実施しないことの意思を表示する書面
 - 十一、封印取付手数料について意思を表示する書面（有償受託の場合）
 - 十二、封印取付手数料請求権放棄書（無償受託の場合）（様式例：第1号様式の8）
 - 十三、その他運輸支局長が必要と認める書面
2. 受託者が新たな事業場について委託の申請をするときは、前項の第一号から第三号、第六号、第八号、第十一号及び第十二号に掲げる添付書類を省略することができる。

(委託)

第3条

封印の取付委託は、規則第13条各号に規定する要件を備えた者について委託する。

なお、委託にあたっては委託要領第7条の規定に基づき受託者準則を交付するものとする。

(封印取付委託書)

第4条

前条により封印取付委託をしたときは、受託者に対し委託要領第8条の規定に基づき封印取付委託書を交付する。

(事業場の位置の変更、業務の廃止の承認申請)

第5条

規則第15条の3の規定による承認を受けようとするものは、申請書（第2号様式）を支局長に提出しなければならない。

(相続及び合併)

第6条

受託者について、相続又は合併があった場合において、相続人（2人以上ある場合においては、その協議により選定した1人の相続人。以下本項及び第4項中同じ）又は合併後存続する法人（受託者たる法人と受託者でない法人が合併した場合において、受託者たる法人が存続するときは、その法人を除く。以下本条中同じ）若しくは合併により設立された法人が、被相続人又は合併により解散した法人の法及び省令の規定による地位を承継する場合は、相続又は合併の日から14日以内に申請書（第3号様式）を支局長に提出し、承認を受けなければならない。

2. 前項の申請にあたっては、申請書（第3号様式）及び第2条第1項各号に掲げる書類のほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

一、相続にあたっては、次に掲げる事実を証する書類

ア. 被相続人の死亡の事実及び相続人である事実を証する戸籍謄本又は法定相続情報証明書等

イ. 相続人が2人以上ある場合においては、1人の相続人を選定した旨を証する協議書

二、合併にあたっては、合併の事実を証する登記簿謄本等

3. 登記簿謄本等については、申請日までに登記所への登記が完了しておらず添付できないときは、登記が完了し登記所から登記簿謄本等の発行が可能となった日から7日以内に提出しなければならない。

4. 相続又は合併の日から承認をした旨又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は被相続人又は合併により解散した法人の法及び省令の規定による地位を承継しているものとみなす。

(会社分割)

第7条

受託者について、分割があった場合において、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が、吸収分割会社又は新設分割会社の法及び省令の規定による地位を承継する場合は、分割の日から14日以内に申請書（第3号様式）を支局長に提出し、承認を受けなければならない。

2. 前項の申請にあたっては、申請書（第3号様式）及び第2条第1項各号に掲げる書類のほか、分割の事実を証する分割契約書又は分割計画書を提出しなければならない。

3. 登記簿謄本等については、申請日までに登記所への登記が完了しておらず添付できないときは、登記が完了し登記所から登記簿謄本等の発行が可能となった日から7日以内に提出しなければならない。

4. 分割の日から承認をした旨又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社は、吸収分割会社又は新設分割会社の法及び省令の規定による地位を承継しているものとみなす。

(承認書)

第8条

支局長は第5条から第7条による申請を承認したときは、受託者に対し承認書（第4号様式）を交付する。

（手数料請求の審査）

第9条

手数料の請求書に記載された封印取付件数の適否は、甲種受託者に係る請求にあっては、運輸支局の業務件数と、乙種受託者及び丙種受託者に係る請求にあっては、請求書に添付された封印取付届出書と照合することにより審査するものとする。

（監査等）

第10条

支局長は受託者に対し必要な都度その事業場に立入り、若しくは関係帳票、物件の呈示を求め、封印取付け管理状況について監査を行い必要な指導又は改善を命ずるものとする。

（委託の解除）

第11条

支局長は委託者が規則第15条の4に該当することとなったとき及び、前条の規定による指示、または警告を受けたにもかかわらず業務の改善を行わないときは、委託の解除をすることができる。

2. 前項の規定により委託の解除をしたときは、受託者に対し通知書を交付する。

附 則

1. この規定は平成18年11月1日から施行する。
2. この規定の施行以前に委託を受け、現に封印の取付けを行っているものは、この規定により委託を受けたものとみなす。

附 則（平成21年3月6日 長運登第554号）

この規定は平成21年3月6日から施行する。

附 則（平成26年3月28日 長運登第709号）

この規定は平成26年3月28日から施行する。

附 則（平成29年3月31日 長運登第736号）

この規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月25日 長運登第177号）

この規定は令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日 長運登第189号）

この規定は令和4年1月4日から施行する。

附 則（令和4年5月18日 長運登第36号）

この規定は令和4年5月18日から施行する。

附 則（令和7年12月19日 長運登第183号）

この規定は令和7年12月19日から施行する。